

総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月15日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 視聴覚室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太田 修	尾上 昭則	出射 實	宮本 英美
由喜門 尊	藤原 由果	宇津木 康文	石黒 五月
藤原 和正	大森 茂利		

欠席委員

宮本英美 久山英之

4. 農地利用最適化推進委員

時實乙伊	大河原律夫	岡崎 浩	吉田 宏
小西健文	福池正美	時岡加卓	

欠席委員

田中伸五

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔
事務局 藤原 将也
事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

その他の

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和6年度瀬戸内市農業委員会、第10回の総会を始めます。会長よろしくお願ひします。
- 議長 (あいさつ)
皆様の適正な審査、よろしくお願ひします。
- 事務局長 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。
なお、農業委員 宮本 英美 委員、久山 英之 委員から欠席届が出ていることを報告します。
以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に大森 茂利 委員、太田 修 委員よろしくお願ひします。
議題に入ります。報告事項、農地法許可に係る専決処分について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料1項目をご覧ください。
【農地法許可に係る専決処分について議案書をもとに説明】
以上、事務局からの説明を終わります。
- 議長 この案件について何かご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
(意見なし)
ご意見ないようですので、この案件につきましては、報告承認とさせていただきます。
続きまして、第1号議案 農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料2項目をご覧ください。第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。
- 【1番案件】**
- 譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
農地の所在2筆「牛窓町長浜■■■」。面積「1, 317m²」。
「牛窓町長浜■■■」。面積「784m²」。
登記、現況地目いずれも「畑」。面積「2, 101m²」。農地までの距離「200m」。耕作面積「13, 279m²」。家族数、耕作者数いずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。
- 【2番案件】**
- 譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

農地の所在地「牛窓町長浜■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。
面積「758m²」。農地までの距離「300m」。耕作面積は「4,433m²」。
家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。
譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

農地の所在地「牛窓町長浜■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。
面積「974m²」。農地までの距離「6,000m」。耕作面積は「4,887m²」。
家族数、耕作者数いずれも「4名」。取得の理由は「増反」によるもの。
譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

農地の所在2筆「邑久町北島■■■」。面積「464m²」。

「邑久町北島■■■」。面積「1,424m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1,888m²」。農地までの距離「500m」。
耕作面積「15,010.75m²」。家族数、耕作者数いずれも「4名」。
取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。
なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

農地の所在地「邑久町福谷■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。
面積「205m²」。農地までの距離「100m」。耕作面積
「17,708m²」。家族数、耕作者数いずれも「3名」。
取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。
なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。
面積「78m²」。農地までの距離「10m」。耕作面積

「935m²」。家族数、耕作者数いずれも「6名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

【7番案件】

讓受人「□□□□□□□□□□ □□□ □□□ □□□□ □□□□」。

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在 2 筆 「長船町磯上 ■■■」。面積 「331m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「259m²」。

登記、現況地目いずれも「畠」。面積「590m²」。農地までの距離「10m」。耕作面積「935m²」。家族数、耕作者数いずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。

【8番案件】

讓受人「□□□□□□□□□□ □□□ □□□ □□□□ □□□□」。

讓渡人「□□□□□□□□□□ □□□ □□□ □□□□ □□□□」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「39m²」。農地までの距離「10m」。耕作面積

「935m²」。家族数、耕作者数いずれも「6名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

【9番案件】

讓受人「□□□□□□□□ □□ □□ □□□ □□□」。

讓渡人「□□□□□□□□□□ □□□ □□□ □□□□ □□□□」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「畠」。面積「345m²」。農地までの距離「10m」。耕作面積

「935m²」。家族数、耕作者数いずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【10番案件】

讓受人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。面積「187m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「829m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 016 m²」。農地までの距離「800m」。耕作面積「7, 757 m²」。家族数、耕作者数いずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の

要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【11番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榎 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「876m²」。農地までの距離「30, 800m」。耕作面積「806, 986.16m²」。耕作者数「30名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【12番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榎 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「570m²」。農地までの距離「30, 800m」。耕作面積「806, 986.16m²」。耕作者数「30名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【13番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榎 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在2筆「長船町磯上■■■」。面積「367m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「675m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 042m²」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり■■円となっています。

以上、説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件から3番案件について、時実委員より説明をお願いします。

時実委員 1番案件の譲渡人は高齢で、畑は作らないので譲受人に譲渡したいとお願いして、1番から3番案件の譲受人に声をかけたら、2番の譲受人は畠の隣だから私が受けると成立しまして、3番の譲受人も畠が隣にあるということで私が受けと話をまとまりました。あとひとつ残ったところを1番の譲受人が受けるということで決まりました。問題ありません。

- 議長 4番案件について、岡崎委員より説明をお願いします。
- 岡崎委員 4番案件について、譲受人は元々数十年来譲渡人の土地を耕作していたのですが、譲渡人は土地を譲渡したいということで話がまとまりました。問題ありません。
- 議長 5番案件について、小西委員より説明をお願いします。
- 小西委員 5番案件について、譲渡人の農地を誰も耕作をしないので、地区で一番手広くされている譲受人に依頼をして、引き受けることになりました。裳掛地区でも農地を管理されており、どこの農地も見ても譲受人が作られているところはきれいにされているため問題ありません。
- 議長 6番案件から13番案件について、時岡委員より説明をお願いします。
- 時岡委員 6番から9番案件の譲受人ですが、今現在でも田んぼを借りて野菜を作つておられたのですが、もう少し野菜を作りたいということで、今作っている近くの方に譲ってもらえないでしょうかと話をしたところ、管理ができないから譲りますということで話がまとまりました。特に面積の小さい2件については譲渡ということになりました。10番案件ですが、譲受人が田んぼの隅でぶどうを作つており、隣の田んぼで耕作もされてないということで譲ってもらえないかとお話ししたところ、耕作できないということで話がまとまりました。11番、12番案件は営農型太陽光パネルを設置するということで話をしたところ、どちらの譲渡人も管理ができないということで話がまとまりました。13番については以前の農業委員会すでに承認されたものです。
- 議長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。
- (意見なし)
- それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。
- 第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から13番案件について、許可に賛成の方は举手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議長 全員賛成ということで、許可を決定します。
- 続きまして、第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料、4頁をご覧ください。第2号議案、農地法第4条許可申請について、ご説明します。
- 【1番案件】
- 申請人「■■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
- 土地の所在2筆「邑久町大窪■■■」。面積「581m²」。
- 「邑久町大窪■■■」。面積「470m²」。

登録地目「田」。現況地目「畑」。面積「1, 051m²」。転用目的「露天資材置場」。施設の概要「資材置場 1, 051m²」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畠」。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外農地です。位置図は資料9頁をご覧ください。畠山製菓株式会社から400mの辺りに位置しています。

【2番案件】

申請人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町飯井■■■」。登録地目「畑」。現況地目「宅地」。面積「148m²」。転用目的「倉庫」。施設の概要「倉庫 1棟 48.02m²」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畠」。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外農地です。位置図は資料10頁をご覧ください。飯井の交差点から600m行ったところが今回の申請地です。以上、説明を終わります。

- 議長 2番案件について詳しく説明してください。
- 事務局 2番案件について、写真をご覧いただきましたら、すでに倉庫が建っています。過去に農業用倉庫としてこちらのほうに転用の届けが出ております。ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、農地に200m²未満の農業用施設を建てられる場合は農地法施行規則第29条の中で転用許可を受けなくても届出で建てることができるという例外許可規定があります。今回申請人がこの倉庫を農業用施設ではなく一般的な用途として使いたいということで相談があり、それであれば用途が変わるということで一般的な転用目的で使われる4条申請の手続きとってくださいとこちらからお願いして、今回申請にいたったものとなっております。
- 議長 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、田中委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。
- 事務局 1番案件について、元々農振農用地区域内農地であり、申請人が露天資材置場にされたいとのことで、農振除外にかかる審議会で承認を得て、この度の転用申請に至ったものでございます。現地写真をご覧いただいたら分かるように、すでに更地のようになってはおりますが、農振除外申請に際しましては、令和6年5月に市と県の担当者と現地を確認しまして、畠としての野菜の栽培、果樹の成木が植わっていたことは確認でております。農振除外の承認に関しましては、転用許可見込みがあつてはじめて、県と市の審議会で承認となるもので、本件については、問題ないものと考えております。
- 議長 続きまして、2番案件について、福池委員より説明をお願いします。
- 福池委員 2番案件について、先ほど事務局から説明がございましたが、農業用倉庫を建てた本人が昨年亡くなりまして、今回譲渡される方が県外という

ことで亡くなった方のいとこから依頼を受けたのですけれども、以前からこの土地は宅地と畠が混在しているようなところでございまして、倉庫が宅地になったとしても問題ありません。

議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番から2番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、5頁をご覧ください。第3号議案、農地法第5条許可申請について、ご説明します。

【1番案件】

譲受人「岡山市中区西川原一丁目16番9号 畜産業 株式会社福田種鶏場 代表取締役 山上 祐一郎」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町北池■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 268m²」。

2人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「瀬戸内市邑久町北池■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「169m²」。

3人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町北池■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「197m²」。

4人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在2筆「邑久町山手■■■」。面積「456m²」。

「邑久町山手■■■」。面積「829m²」。

登記、現況地目いずれも「畠」。面積「1, 285m²」。

5人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在2筆「邑久町山手■■■」。面積「1, 442m²」。

「邑久町山手■■■」。面積「1, 418m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「2, 860m²」。

6人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町山手■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 551m²」。

転用目的「農業用施設」。施設の概要「畜舎 4棟 4, 551.50m²、堆肥舎 1棟 300.00m²、選別施設 1棟 229.90m²、倉庫 1棟 239.40m²」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転で10aあたり■ ■円、6筆農用地区域内、2筆農用地区域外、諮問案件です。位置図は資料11頁をご覧ください。南に邑久中学校がありまして、邑久中学校から北へまっすぐ1. 5kmいったところが今回の申請地です。

【2番案件】

譲受人「邑久町豆田178番地7 自動車販売業 有限会社ワールドビジネストレーディング 取締役 ラーマンアブダル」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町豆田■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「514m²」。

2人目譲渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」

土地の所在3筆「邑久町豆田■■■」。面積「4. 79m²」。

「邑久町豆田■■■」。面積「200m²」。

「邑久町豆田■■■」。面積「280m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「484. 79m²」。

転用目的「露天資材置場」。施設の概要「資材置場 998. 79m²」。

農地区分10aあたり収量「第1種農地 米420kg」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転、10aあたり■ ■円、農用地区域外農地です。

【3番案件】

譲受人「瀬戸内市長船町東須恵305番地 介護福祉業 特定非営利活動法人コミュニケーションネットワークL i n k s 理事長 渡邊 則子」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町西須恵■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。

面積「343m²」。転用目的「運動場」。施設の概要「運動場 343m²」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転、10aあたり■ ■円、農用地区域外農地です。位置図は資料

13頁をご覧ください。申請地の東側に須恵古代館がありまして、こちらから西へ350m行ったところが今回の申請地です。

【4番案件】

借人「広島県広島市中区小町4番33号 電気業 中国電力株式会社
代表取締役 中川 賢剛」。

貸人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 農業 株式会社彩の櫛
代表取締役 佐藤 幸次」。

農地の所在2筆「長船町磯上■■■」。面積「367m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「675m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 042m²」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置

433. 07m²」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 米420kg」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定、10aあたり■ ■円、農用地区域外農地です。位置図は資料14頁をご覧ください。長船美しい森から700m行ったところが今回の申請地となっております。

補足をさせてください。1番案件ですが、地籍図をご覧いただきましたら分かると思いますが、飛び地になっています。この件に関しては、他の森林も合わせて開発するということになっています。あと、6筆農用地区域内となっておりますが、畜産業ということで、農業施設とみなされ、農用地区域内でも区分変更と言いまして、農用地区域内の農業用施設ということで実施できることとなります。農業振興地域が外れるわけではありません。農地に関して、3, 000m²を超えており、諮問案件となりまして、更に周囲の森林と合わせて開発をするということで、森林法に基づく岡山県の林地開発の許可申請が必要となります。農地転用の申請と同時に森林法の届けも出しておりますので、2~3か月後の許可になると思われます。許可書に関しても、林地開発の許可と同日付けで発行することになりますので、よろしくお願いします。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、大河原委員、吉田委員より説明をお願いします。

大河原委員 1番案件について、事務局からも説明があった通り、この案件につきましては、2年前から計画がありまして、山手の自治会担当役員、ならびに北池の自治会担当役員と色々協議をいたしましたところであります。今回転用の部分と、写真を見ていただいたら分かりますように、山林になっておりまして、この地区一帯が今回計画されている地域でございます。私も立ち会って担当役員と現地を確認しております。約8, 000坪の面積をもって開発をなされると聞いております。東地区につきまして山手地区が所有をしておられる山林等でございます。山手の自治会関係者に出席を求め、説明をし、了解をいただいたことで今日に至っております。

す。計画につきましては、特に水の問題等々が一番心配になりますので、北池寄りのほうに傾斜しておりますので、そちらの方面に相当大きな側溝をとつて、貯水池を北池寄りに設けて水の管理を十分にしていくと説明を聞いております。従いまして、今回の申請については、問題ありません。以上です。

議長 吉田委員 ありがとうございます。続きまして、吉田委員より説明をお願いします。本案件の北池地区が私の担当になります。大河原委員からも説明があつた通りですが、農地の維持、管理するということから見てもこの場所は荒れ放題になっておりまして、水田としての役割はほとんど失われているというような土地だと思います。問題ありません。

議長 佐藤委員 続きまして、2番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。2番案件について、譲受人は自動車を解体して輸出するという事業を行っているところです。事業所の裏側に資材置場を増設したいということで見に行ってまいりました。資材置場ということで懸念事項も多く、そこで地元からは油とかガソリンとか、自動車関係なので、染みてくると田畠に影響がでてくる恐れがあるということで、地上げした土地を舗装ないしコンクリートにするという話を聞いております。そうすることによって油が漏れても土地に染みこんで周りの田畠、河川に影響がないだろうということです。また、排水は地上げしたところに水路を設けて、外の水路には流さず、分岐槽を設置して、周りの用排水路には影響のないようにしますという話を聞いております。これによると、水の問題は影響ないと思います。もう一点、地元のほうからですが、よく廃棄物関係のお仕事をされているところは鉄板の高い塀を作つて、中を見えなくしているところがあると思います。併設する農家の方から出て、あれをされると日当たりが悪くて、そこだけ稻が生育しないということで、一部その裏側を少し地上げをしています。そこに鉄板を立てて、その鉄板の影響でそこだけ稻の生育が悪いというふうなことをお話しされておりました。また、草がその下にたくさん生えていてちょっとしんどいということで折り合いはついているようです。このあたりは改善しますということでお話をいただいております。細々したことをお話しましたがお話のなかでは問題ないと思います。

議長 事務局から詳細な説明を。資材置場になっておりますが、この図面を見た限りでは道がないからどこから入るのだろうかと誤解を招くので説明をお願いします。

事務局 今、事務所が県道沿いにありまして、事務所裏手の東西に横長に農地が続いていて、その中腹が今回の申請地となっております。昨年度この西側の部分を一部農地転用しており、そこで許可を受けられて、車を置いたりされています。そこへの出入りについて、既存の事務所の敷地内か

らそのまま北側に繋がる道があるのでそこから出入りされています。今回の申請についてもすでに転用許可を受けて、転用した西側のところから地続きで繋がっていくような計画になりますので、敷地内での行き来ということになります。

議長 先ほどの説明のように、隣接する地番と今回の申請の所有者は同じ方ということでこの敷地を通って申請地へ行けるという内容でございます。続きまして、3番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大森委員 3番案件について、譲受人は平成15年4月に設立されまして、令和6年の4月に譲渡人の土地、建物を譲り受けまして、購入したものを子供の支援施設として使用されています。今回運動場がないということで、畠を購入し転用することになりました。排水も宅地用の排水路があり、問題はないと思います。

議長 続きまして、4番案件でございますが、第1号議案の13番案件について説明をいたしておりますので、今回については場所の確認のみとさせていただきます。それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番から4番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、6頁をご覧ください。

【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただいまの第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 利用権の設定を受ける者の耕作面積という欄がありますが、最後のページに市外の方の欄があり、市外の方たちの耕作面積が表示されてないですが、市内の方は表示されていると思います。目的としましては、市外から来られている方とは中々コンタクトしにくいという面があつたり、いろんなことで習慣が違つたりして、情報の共有ができないということがあるので、私だけかもしれませんけれども、情報の一部として、市外の方の耕作面積も載せていただきたいのですがいかがでしょうか。

- 事務局 今ご質問いただきました件について、市外の方で、耕作面積について、入っている方もいれば、入っていない方もいます。入っていない方については、瀬戸内市内の農地で耕作している、経営している面積、所有や借りている面積がゼロの方、瀬戸内市内ではじめて耕作をされる方については、空欄という表示になっております。面積がすでに入っている方については、何かしら農地を取得、あるいは借りて市内でやっている実績の数字になっています。
- 佐藤委員 市外も含めて全体の面積を入れるのは難しいのでしょうか。目安としては、このくらいされているからどうなのかなというそういうデータではないのかなと思います。
- 事務局 それができるのが一番いいかなと思うのですが、実のところ自治体によって持っているシステムが違っています。その農地の経営面積というのを相互に統合するという仕組みが今のところございません。市外でされている面積をこちらが知ろうと思った場合は本人あるいは該当の市町村に公用請求をして耕作面積証明書を取得する必要があります。
- 佐藤委員 利用権の設定に耕作面積という欄があると思いますけど、それから数字を拾うのはできないのでしょうか。
- 事務局 そこから拾うこともできますが、実際にその方が書いてきている面積が、市内の面積であれば確認することができるのですが、市外の場合は実際に書かれている面積が本当にその通りの面積なのか確認しきれないところもありますので、市内の面積だけをこの表では載せています。ご意見ありがとうございます。
- 議長 他にご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
(意見なし)
ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。それではその他の項目についてです。事務局、お願ひします。
- 事務局 今後の総会の予定については、2月の通常総会は、2月13日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室にて9時30分から開催予定です。3月の通常総会は3月13日木曜日に瀬戸内市中央公民館 1階 視聴覚室にて9時30分から開催予定です。
- 議長 他にご意見、ご質問はありませんか。
それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度1月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前10時30分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年1月15日

議長 藤原和正

署名委員 大森茂利

署名委員 太田修